災害時における救助活動用オープンスペースに関する協定書

株式会社　興栄商事

志　　摩　　市

株式会社　興栄商事（以下「甲」という。）と志摩市（以下「乙」という。）は、大規模災害の発生時における救助活動の用地等の確保と使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が所有し、又は賃貸借の上管理する用地等を、救助活動用オープンスペース　（乙の救助活動拠点をいう。以下同じ。）として確保し、自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁等の救助機関の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定において、「大規模災害」とは、南海トラフ震源域を震源に発生した地震により気象庁が三重県南部に大津波警報を発表し、国又は県が広域応援を要すると判断した災害をいう。

（使用用地）

第３条　救助活動用オープンスペースとして使用する用地は、次のとおりとする。

(1)　名称　Ｊ－ＰＬＡＣＥ磯部・サンアール磯部　駐車場部分

（別記１「使用範囲図」に赤枠で示す範囲）

(2)　位置　三重県志摩市磯部町穴川 511 番地５

（協力要請）

第４条　乙は、大規模災害が発生した場合において、甲に対し、前条に規定する用地を救助活動用オープンスペースとして使用することを要請することができる。

2　前項に規定する要請は、原則として書面によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日書面を提出するものとする。

3　甲は、第１項に規定する要請を受けたときは、特別な事由がない限り、使用を認めるものとする。

（使用方法）

第５条　乙は、救助活動用オープンスペース内に、救助機関が救助、救急又は消火活動のための車両又は資機材、宿営のための資機材等を設置し使用する。

2　乙は、甲の自衛応急対策活動及び事業運営を阻害しない範囲において使用する。

3　乙は、第３条に規定する用地が救助活動用オープンスペースである旨を受援計画等で公表することができる。

（使用期間）

第６条　使用期間は、発災から１週間を上限とする。なお発災とは南海トラフ震源域を震源に発生した地震により気象庁が三重県南部に大津波警報を発表した時点をいう。

2　乙は、前項にある使用期間の後に救助機関が拠点を移転する場所を甲に対し、別紙「協定第 6 条の施設の使用期間終了後の各救助機関の移転先について」により示すとともに、その内容に変更がある場合、乙は甲に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

（使用料）

第 7 条　使用料は、無償とする。ただし、水道・電気等の使用に伴う経費は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（用地への立ち入り）

第 8 条　乙が救助用オープンスペースとして使用する期間中における使用用地への甲の従業者等の立ち入りについては、別記 2「用地への立ち入りに関する特記事項」に定めるところによる。

（原状回復）

第 9 条　乙は、使用用地等を返還するときは、自己の責任と負担において原状回復を行うものとし、第 5 条第 1 項の規定により設置した救助活動のための設備、宿営等の資機材等は、自己の責任と負担において撤去するものとする。

（変更及び廃止）

第 10 条　甲は、甲が第 3 条に規定する用地を使用して実施する事業の内容を変更又は廃止により当協定の履行ができなくなった場合は、速やかにその旨を乙に通知しなければならない。

2　乙は、前項の規定に基づき、通知を受けたときは、当協定の変更又は廃止のために必要な手続きを速やかに実施しなければならない。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和　年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 箇月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（旧協定の終了）

第 12 条　この協定の締結に伴い、甲と乙が平成 31 年 1 月 4 日に締結し、令和 3 年 4 月 1 日に更新した「災害時における救助活動用オープンスペースに関する協定書」は合意解除する。

（協議事項）

第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が署名又は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　６年　４月　１日

甲　三重県志摩市磯部町穴川 511 番地 5

株式会社　興栄商事

代表取締役　曺　茂

乙　三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

志 摩 市

志摩市長　橋爪　政吉

別記１（第３条関係）

使用範囲図

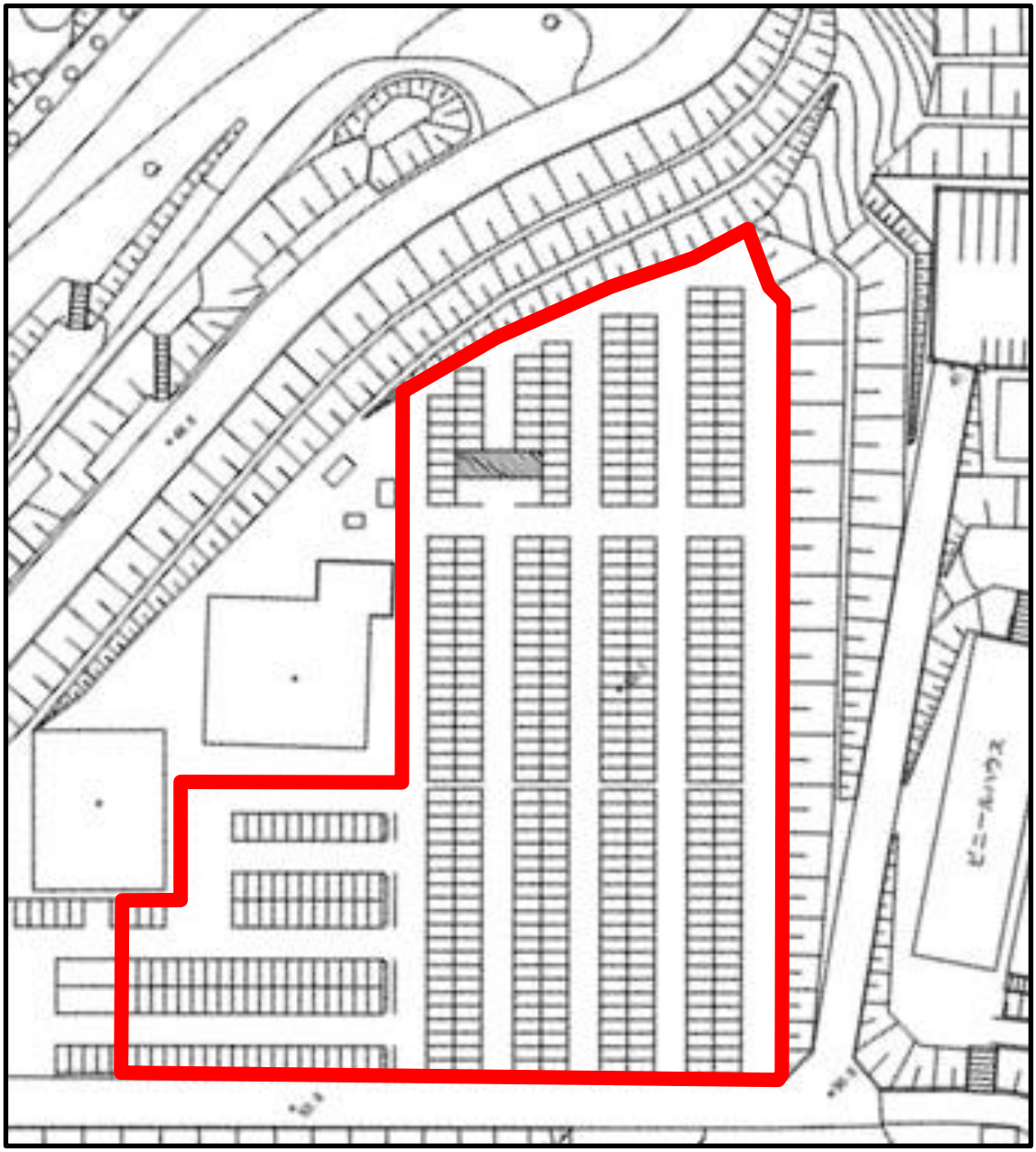

別記２（第８条関係）

「用地への立ち入りに関する特記事項」

（用地への立ち入り）

第１条 乙が協定に基づき、甲が所有し、又は賃貸借の上管理する用地（以下、「甲所管の用地」という。）を使用している場合であっても、甲の従業者及び甲の関係者（以下「甲の従業者等」という。）は施設の被害状況の確認や事業の再開のために必要な業務を行う場合に、乙が使用する甲所管の用地に立ち入ることができる。

（立ち入り制限区域の設定）

第２条　甲所管の用地を使用する者は、安全管理を理由に甲の同意を得られた場合に限り、必要最小限の範囲で立入制限区域を設定することができるものとする。

２　甲は立入制限区域の設定に同意をした後も、甲所管の用地を適切に管理するうえで必要がある場合は、その旨を口頭等で通知したうえで、立入検査を実施することができる。

（通行証）

第３条　乙は、必要に応じて甲所管の用地へ接続する道路に対し、一般車両の進入を制限することができる。

２　乙は、前項にある制限を行った際に甲の従業者等が可能な限り円滑に施設に移動できるよう、あらかじめ通行許可証を作成し、甲に対し交付する。

３　甲の従業者等は、第１項にある進入を制限された道路を通行する場合、交付を受けた通行許可証を車外から確認しやすい場所に掲示するものとする。なお、甲の従業者等が通行許可証を有していない場合、乙又は乙により当該道路の通行を制限することを指示された者は、運転者に対し甲の従業者等であることを示すものの提示や甲の他の従業者等に立ち会いを求めることができる。

（用地内への車両等の進入の制限）

第４条　甲の従業者等は、別図「駐車スペース」において赤枠で示す範囲へ車両等を駐車・駐輪し、徒歩で甲所管の用地に立ち入るものとする。ただし、大きい又は重い荷物や精密機械等の積み下ろしのため、甲が所管する施設付近まで車両等を進入させる必要がある場合は、乙又は現地活動機関の責任者へ以下の内容について事前に報告を行った場合はこの限りでない。

(1) 甲所管の用地への車両等の進入及び退出予定時間

(2) 進入車両の台数及び特徴

（周知）

第５条　乙は本特記事項の内容を甲所管の用地を使用する者だけでなく、周辺用地を使用する機関・団体に対して事前に周知し、甲の自衛応急対策活動及び事業の再開のために必要な活動に対し支障が生じないよう努めるものとする。

別図「駐車スペース」

別紙

協定第６条の施設の使用期間終了後の各救助機関の移転先について

協定により、南海トラフ地震発災から１週間の間「サンアール磯部」駐車場部分につきましては、建物正面玄関前駐車場を自衛隊が、建物東側駐車場を消防機関が緊急消防援助隊の拠点として使用させていただきたいと計画しております。

なお、自衛隊については、伊勢志摩物産館及び道の駅伊勢志摩の駐車場及び道を挟んだ未舗装駐車場部分も併せて拠点展開し、志摩市観光農園駐車場を警察が利用することとなっています。

その後、使用期間終了に合わせて、以下の内容で拠点の配置転換を行います。

・自衛隊
　① 磯部町穴川　：道の駅東側未舗装路駐車場部分／観光農園前駐車場
　② 阿児町神明　：阿児ふるさと公園多目的広場／阿児アリーナ第２駐車場
　③ 浜島町桧山路：浜島ふるさと公園
　④ 志摩町越賀　：志摩オートキャンプ場

・消防機関
　① 阿児町神明　：長沢球場／長沢多目的広場
　② 大王町波切　：ともやま公園（芝生広場／球場／大駐車場）

・警察
　① 磯部町迫間　：磯部生涯学習センター（磯部支所）
　② 阿児町神明　：阿児ふるさと公園多目的広場／阿児アリーナ第２駐車場
　③ 阿児町神明　：長沢球場／長沢多目的広場
　④ 大王町波切　：ともやま公園（芝生広場／球場／大駐車場）
　⑤ 浜島町迫子　：浜島町迫子地区防災用地
　　（各施設については三重県広域受援計画に示されています。）

発災当初におきましては、救助機関である消防・警察・自衛隊が同じエリアで拠点を展開し、連携をとって救助活動を実施していくこととなります。

被害状況や各機関の進出経路等を推察し、南海トラフ地震発災後の優先開設拠点を「道の駅伊勢志摩」及び「志摩市観光農園」並びに協定によりご協力いただきます「サンアール磯部駐車場」、「伊勢志摩物産館」とさせていただいておりますが、災害発生から一定期間が経ちますと道路状況の改善及び各機関の災害支援活動の変化、また活動範囲の変化に伴い、より活動エリアの近くでの拠点展開が必要となってくることからも、適正な時期に速やかな拠点の移動を実施していくために関係機関との連携強化・情報共有を進め、災害時においても協定内容に反しない使用を行わないよう徹底しています。